

社会貢献活動の在り方を考える検討会
報告書

平成31年3月

目次

第 1	検討会設置の経緯	1 頁
第 2	検討会の概要	2 頁
1	第 1 回検討会	2 頁
2	第 2 回検討会	3 頁
3	第 3 回検討会	4 頁
4	第 4 回検討会	5 頁
第 3	特別遵守事項で義務付けて実施する際の枠組み	5 頁
1	実施回数	5 頁
2	頻度・期間・時期	6 頁
第 4	実施対象者の選定	7 頁
1	社会貢献活動を実施させることが望ましい保護観察対象者	8 頁
2	社会貢献活動を実施させることが望ましくない保護観察対象者	8 頁
第 5	実施対象者に対する効果的な働き掛け	9 頁
1	活動目標の明確化	9 頁
2	活動前の働き掛け	10 頁
3	活動中の働き掛け	10 頁
4	活動後の働き掛け	11 頁
5	手引の作成	12 頁
第 6	活動場所との連携	12 頁
1	活動場所と連携した活動の実施	12 頁
2	新たな活動場所の開拓	13 頁
第 7	総括	13 頁

参考	検討経過	15頁
資料 1	現行の社会貢献活動の枠組み及び実施状況について	16頁
資料 2	社会貢献活動の効果に関する量的検証結果	20頁
資料 3	社会貢献活動の効果に関する質的検証結果	23頁

第1 検討会設置の経緯

平成18年7月に、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、刑事施設に収容しないで行う処遇等の在り方等について、法務大臣から法制審議会に諮問がなされた。その観点から、社会内処遇の在り方等について議論された結果、制裁ではなく、保護観察対象者の改善更生のため、保護観察の一内容として社会奉仕活動を行わせることが相当であるとされ、平成22年2月、法務大臣に対し、社会貢献活動を特別遵守事項の類型に加える旨の答申がなされた。

法制審議会の答申を踏まえ、法務省保護局においては、平成23年度から社会貢献活動の試行的な先行実施を行い、平成25年度には、保護局長の下に「社会貢献活動の在り方を考える検討会」を設置し、法学、教育学、心理学、社会福祉学等の学識経験者のほか、社会貢献活動の実施及び活動先の確保に協力している社会福祉法人、全国社会福祉協議会の担当職員、青少年の立ち直り支援を実践している特定非営利活動法人の代表者及び保護司を構成員とし、先行実施の取組状況を検証するとともに、適切な対象者の選定、処遇効果の高い活動、関係機関・団体との連携等について検討された。

また、先行実施と並行して制度整備が進められ、平成25年の183回通常国会における更生保護法の改正の可決・成立を経て、平成27年4月に社会貢献活動の実施要領が制定された。そして、同年6月から、保護観察の特別遵守事項の類型に「善良な社会の一員としての意識の^{かん}涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと」を加えた改正更生保護法が施行され、それ以降、保護観察における実践が積み重ねられている。

一方、近年の我が国における犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数は、平成14年のピーク時と比較して減少しているものの、検挙人員に占める再犯者の人員の比率が一貫して上昇を続けている状況に鑑み、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、また、同法に基づき、平成29年12月に、「再犯防止推進計画」が閣議決定された。

再犯防止推進計画は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものであり、七つの重要課題の一つとして、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等」を掲げ、社会貢献活動については、実施状況に基づいて取組内容等を見直し、一層の充実を図ることとした。

また、更生保護法の改正の際の衆議院法務委員会の附帯決議においては、社会貢献活動について、「一定期間経過後にその効果の検証及びより改善更生に資する運営を行うために外部の有識者も入れた会議を設置して調査・検討を行う」こととされ、参議院法務委員会の附帯決議においても、「どのような活動・期間が再犯防止等に有効か十分に検証を行い、民間の自立更生支援団体等とも緊密な連携を図る」こととされている。

このような経緯を踏まえ、制度の施行から3年間を経過したこの機に、これまでの社会貢献活動の処遇効果等について検証し、制度の見直しを図ることを目的として、改めて保護局長の下に「社会貢献活動の在り方を考える検討会」が設置された。本検討会は、法学、教育学、心理学、社会福祉学等の学識経験者のほか、社会貢献活動の実施及び活動先の確保に協力している社会福祉法人を構成員とした。本検討会における構成員は以下のとおりである（五十音順、敬称略）。

金子 寿男（社会福祉法人恩賜財団済生会事業部社会福祉・地域包括ケア課課長）

小林 正幸（東京学芸大学教育実践研究支援センター教授）

津富 宏（静岡県立大学国際関係学部教授）

原田 正樹（日本福祉大学社会福祉学部教授）

座長 藤本 哲也（中央大学名誉教授・弁護士）

また、オブザーバーとして、最高裁判所、法務省矯正局、関東地方更生保護委員会等の出席を得て、平成30年9月から4回にわたって開催した。

第2 検討会の概要

1 第1回検討会

第1回検討会においては、社会貢献活動の実施状況（資料1参照）や保

護局が実施した社会貢献活動の量的検証結果の報告を受けるとともに（資料2参照）、論点整理を行った。

まず、社会貢献活動の実施状況について、全国の保護観察所において活動が実施されているものの、活動の実施回数や参加する保護観察対象者数は減少傾向にあり、その背景として社会貢献活動の制度が有効活用されていないことが考えられるとの報告があった。

次に、社会貢献活動の効果に関する量的検証は、保護局において、社会貢献活動に参加した保護観察対象者に対し、アンケート調査を行ったものである。具体的には、社会貢献活動の初回活動実施前、3回目及び5回目の活動実施後にアンケートを実施し、その回答を分析した結果、1回目よりも3回目において「自他への信頼感」の強さを示す得点が有意に高くなることが明らかになった。また、1回目、3回目、5回目のアンケート結果の比較においては、有意差は認められず、5回の活動を実施すれば効果が現れるとまでは言えず、実施回数を増やせば良いものではないことが示された。

さらに、論点整理の結果、「特別遵守事項で義務付けて実施する際の枠組みの在り方」、「実施対象者選定の在り方」、「実施対象者に対する効果的な働き掛けの在り方」及び「活動場所との連携の在り方」の四つを論点とすることとし、これらの論点を検討するための資料として、保護観察対象者の個々の特性、活動から得られる処遇効果等に関する質的検証を行うよう求めた。

2 第2回検討会

第1回検討会後、第2回検討会に先立ち、実際の社会貢献活動を視察し、第2回検討会においては、視察した構成員から結果の報告がなされた。加えて、保護局から社会貢献活動の質的検証結果の報告を受けた（資料3参照）。具体的には、保護局において、社会貢献活動を実施した100事例から、それぞれの保護観察対象者の背景要因、活動の目的、実際の活動状況、活動の効果等の関連を分析した。その結果、①犯罪や非行の背景となった

心理状態等を踏まえて、活動の目的を具体的に設定し、目的に応じた活動内容を選択する必要があること、②目的を達成するため、保護観察対象者の心身の状況等に適合するよう活動の工夫を行い、目的達成に資する体験が得られるよう助言指導や調整等を行う必要があること、③犯罪性や非行性が深まっている者や生活が不安定である者については、実施対象者として選定するに際し、慎重な検討が求められることが明らかになった。

さらに、千葉保護観察所の統括保護観察官の出席を求め、活動の実施方法や、活動を実施する上で工夫していること等についてヒアリングを行った。千葉保護観察所においては、例えば、特別養護老人ホームにおける車椅子清掃や公園における清掃活動など、会話が少なくなりがちな活動については、保護観察対象者とほかの参加者が二人一組で活動に取り組むようにするなど、会話が生まれやすくなるような工夫を行っていることが明らかになった。また、活動の振り返りにおいては、保護観察官や保護司を含めた全ての参加者が活動の自己評価や感想を発表し合い、お互いに努力していたことなどを評価し合える機会を設けているとの報告を受けた。

3 第3回検討会

第2回検討後、第3回検討会に先立ち、保護局に対し、社会貢献活動場を提供する社会福祉法人からのヒアリングの実施を求めた。第3回検討会においては、保護局から2施設に対するヒアリングを行った結果について報告を受けた。さらに、横浜保護観察所の統括保護観察官、社会貢献活動担当官及び活動場所を提供する児童養護施設の代表者を招へいし、ヒアリングを行った。横浜保護観察所からは、社会貢献活動の実情について報告があり、児童養護施設からは、活動場所を提供する立場から社会貢献活動の効果や意義等についての意見を聴取した。例えば、同施設では、児童養護施設の入園児と一緒に遊ぶという活動を行っているが、保護観察対象者が自分とは異なる環境で生活する入園児たちと接することで、自分が置かれている環境を振り返る機会を得ることができたり、活動を通して児童養護施設の仕事に対する理解が深まるなどの教育的な効果を得られたりす

る場合もあるとのことだった。

また、第3回検討会においては、保護局において実施した社会貢献活動と再犯・再非行の関係についての調査分析について報告を受けた（資料2参照）。具体的には、特別遵守事項により社会貢献活動への参加を義務付けられ、5回全ての活動に参加した群と、活動への参加を義務付けられず、任意でも活動に参加したことがない群の再犯・再非行状況を比較したものである。分析の結果、活動に参加した群の方が参加しなかった群よりも再犯・再非行率が低く、社会貢献活動が再犯・再非行の抑制に一定程度寄与する可能性が示された。

4 第4回検討会

第4回検討会においては、これまでの検討会での検討結果を踏まえた報告書の骨子案について検討が行われ、論点ごとに議論の総括が行われた。

以下、本検討会における論点ごとに検討の結果と提言を述べることとする。

第3 特別遵守事項で義務付けて実施する際の枠組み

現在、社会貢献活動の運用は、実施回数を5回とし、おおむね6月以内に活動が終了するよう活動計画を定めることとされている。また、1回当たりの活動時間は、おおむね2時間から5時間までの範囲内とされている（資料1参照）。

確かに、保護観察対象者の主体性を育むためには、複数回の活動を行うことが必要だが、個々の保護観察対象者の特性を踏まえ、柔軟に実施回数を設定できるような枠組みが求められる。また、活動の頻度・期間・時期については、活動の目的に応じた適切なものとする必要がある。このような観点から、本検討会は、社会貢献活動の義務付けの枠組みについて、以下の提言を行う。

1 実施回数

社会貢献活動に参加した保護観察対象者を対象としたアンケート調査の

分析結果（資料2参照）は、5回の活動を実施すれば効果が現れるとまでは言えないことを示している。活動までの準備と活動の振り返り（リフレクション）が十分にできていれば、1回の活動であっても、変化のきっかけを作ることは可能である。また、活動内容が濃いものを1回だけ実施する方法もあり得る。しかし、1～2回の活動では、自ら進んで活動を行うようにはなりにくいと考えられ、主体性を育むためには、3回以上活動させることが適当である。

具体的な実施回数を設定するに当たっては、保護観察対象者の状況や活動内容の濃淡によっても異なるものとすべきであり、適切な見立てのもと、活動回数を柔軟に設定できるような制度設計をすることが有益である。

ところで、活動を実施する中で、当初計画した実施回数よりも、より多くの回数を重ねた方が適当と認められる場合も想定される。そのような場合には、特別遵守事項により当初計画した回数を実施し終えた後、生活行動指針により必要な回数を実施するなどして、処遇効果を高めることが肝要である。

なお、複数回の活動を行う場合の留意事項として、異なる活動を意図的に組み合わせることが有益な場合もある。また、同じ場所で複数回の活動を実施しなかった場合であっても、全ての活動を通して振り返り（リフレクション）を行う機会があれば、保護観察対象者に自らの変化や成長を自覚させることはできる。

2 頻度・期間・時期

活動の頻度については、例えば、生活習慣を身に付けさせることを目的にする場合は、高い頻度で活動を実施する必要があるが、大きな行事を手伝うことなどを通して達成感を得させることを目的にする場合は、そこまで高い頻度で活動をする必要はない。このように、必要な頻度は活動の目的によって異なる。加えて、保護観察対象者の変容のペースに合わせた適切な活動の頻度についても検討する必要がある。一方、活動中にうまくいったことやうまくいかなかったことについて、次回の活動でどのように対

応するか考えさせ、実行させることが重要である。そのためには、間を空けずに類似した活動を行うことが望ましい。

活動の時期については、夏休み等の長期休暇中に集中して実施したり、保護観察開始後、ある程度余裕ができた頃に参加を促したりするなどの工夫がなされているが、このように保護観察対象者の立場や状況を踏まえて適切な活動の時期を検討し、活動計画を作成することが重要である。

第4 実施対象者の選定

特別遵守事項により社会貢献活動を実施する保護観察対象者について、現在の運用は次の2つの要件を満たす場合に限るものとして運用されている。

第1に、保護観察に付される理由となった犯罪又は非行の直接的又は間接的な原因として、①「自己有用感や社会性が乏しく、社会から孤立する傾向が顕著であること」、②「特段の理由なく、不就労又は不就学の状態が継続していること」、③「素行不良者との交友があり、その影響のもとで同調的に行動する傾向が顕著であること」、④「比較的軽微な犯罪又は非行を反復していること」のいずれかの事由が認められることである。第2に、社会貢献活動を行うことにより、保護観察対象者の自己有用感の涵養並びに規範意識及び社会性の向上により再犯防止及び改善更生に資する効果が特に期待できることである（資料1参照）。

さらに、一定の除外事由も定められている。すなわち、①「犯罪又は非行の動機、態様等が特に凶悪である者」、②「重度の薬物依存症である、短期間に犯罪又は非行を繰り返しているなど、犯罪又は非行の傾向が進んでいる者」、③「暴力団員（準構成員を含む。）又は暴走族の中心的構成員であるなど、反社会的傾向が顕著である者」、④「高齢、傷病等のため社会貢献活動を行うことが困難な者」、⑤「日本語による会話が困難な者」、⑥「経済的に特に困窮しているなど、就労を優先すべき者」、⑦「粗暴性や衝動性が高いなど、活動の中断や活動時のトラブルが予想される者」などについては、

原則として社会貢献活動を行うことを特別遵守事項に定めることはしないものとされている（資料1参照）。

しかし、上記のような固定的な条件により、実施対象者を選定又は除外すると、本来、活動を実施することが有益である保護観察対象者が対象から漏れてしまう懸念がある。実施対象者の選定に当たっては、保護観察対象者の個別性を重視し、活動を通して期待する効果を踏まえることが重要である。このような観点から、本検討会は、実施対象者の選定について、以下の提言を行う。

1 社会貢献活動を実施させることが望ましい保護観察対象者

実施対象者の選定基準について、限定列举のようになってしまうと、活動させることが有益である保護観察対象者が対象から漏れてしまう懸念があるため、実施対象者を幅広く選定できるような制度設計をすることが有用である。社会貢献活動の事例を質的に分析した結果（資料3参照）、①「社会経験の不足から、不労や離職等に至っている者」、②「コミュニケーション力不足により社会不適應に至っている者」、③「自己評価が低いことが問題行動に結び付いている者」、④「社会的に孤立している者」について、社会貢献活動の効果が期待できることが明らかになった。これらの必要性を判断基準として、幅広く実施対象者を選定することが望ましい。

また、上述のとおり、実施対象者は、「社会貢献活動を行うことによる処遇効果が特に期待できる者」とされている。この「処遇効果が特に期待できる者」とは、少年、若年者を始め、可塑性に富み、活動により自己有用感の涵養等が期待できる者とされているが、上記の①ないし④に該当する場合は、少年や若年者に限らず、高齢者等も含めた幅広い世代を対象とするべきである。

2 社会貢献活動を実施させることが望ましくない保護観察対象者

現行の規定では、上述の一定の要件に該当する場合に実施対象から除外

されるが、活動させることが有益である保護観察対象者が対象から漏れないようにするためには、一律ではなく個別に判断する必要がある。実施対象者の選定に当たり、留意すべき点として、保護観察対象者の生活面や心理面での不安定さ、意欲の低さ、活動場所の条件等がある。例えば、生活が乱れている場合には、活動状況も不良となりやすいため、問題が大きい場合には、生活の立て直しに向けた指導を優先することがあり得る。一方、児童福祉施設では児童に対する性犯罪をした保護観察対象者を受け入れることはできないなど、活動場所の条件により、当該活動場所では活動できない保護観察対象者も存在する。このような場合は、他に適切な活動場所を探すなどして、幅広く実施対象者を検討することが望ましい。

第5 実施対象者に対する効果的な働き掛け

現在、社会貢献活動の実施に当たっては、様々な働き掛けがなされている。例えば、活動当日までに、社会貢献活動の意義等について実施対象者に対して具体的に説明し、活動参加への動機付けを高めるよう努めること、活動開始時には、実施対象者に対し、目標設定等に関する指導を行い、終了時には振り返りに関する指導を行うこと、活動終了後の面接において振り返りを行うことなどである（資料1参照）。

しかし、上記のような実施対象者への働き掛けを行うに当たっては、活動の目標を明確にし、それに応じた働き掛けや調整を行うことが重要であり、実施者側が目標設定（ビジョン）、実際の活動（ミッション）、振り返り（リフレクション）という視点を持って活動を実施することが重要である。このような観点から、本検討会は、実施対象者に対する効果的な働き掛けについて、以下の提言を行う。

1 活動目標の明確化

社会貢献活動の効果を高めるためには、実施者側が活動を通じて達成を期待する目標を具体化・明確化し、それに応じた活動内容を選定するとともに、その目標や実施対象者の特性を踏まえ、活動の工夫や、目標達成に

資する処遇を行い、良い体験が得られるように準備・調整をする必要がある。ただし、活動に参加したからと言って、直ちに、社会性、自己有用感、規範意識等の変容が生じるとは考えにくいいため、活動の目標は、これらの好ましい変化をもたらすための気付きや体験を得ることとすることが適当である。

適切な目標を設定するためには、実施対象者に対する見立てを行い、その見立てに基づく活動の留意事項を、活動に関わる関係者の間で共有することが重要である。この場合において、保護観察官が一定程度共通した方法により見立てを行うことを可能とするため、活動計画を立てる際に使用するアセスメントシートのようなものを開発することが望ましい。また、実施者側が達成を期待する目標だけでなく、実施対象者自身が活動を通して達成したいと考えている目標についても、関係者の間で共有することが重要である。

2 活動前の働き掛け

実施対象者の動機付けを高めるだけでなく、実施対象者が少年の場合には、保護者からも社会貢献活動を実施するに当たっての理解を得ることが重要である。また、必要に応じ、社会貢献活動に関する情報を就労先など、関係者や関係機関とも共有することが求められる。

3 活動中の働き掛け

実施対象者の特性に応じた働き掛けとして、以下のような例が挙げられる。

- ① 対人不信感が強い場合は、関わる人数を絞り、丁寧なフォローや回数を重ねる。
- ② 知的制約や発達上の問題がある場合は、場面を限定し、単純作業から開始する。
- ③ 自己有用感が低い場合は、活動を通して他者との関わりや感謝される機会が多い活動を選択したり、承認される機会を確保したりする。
- ④ 我慢強さが不足している場合は、達成可能な活動目標を設定し、達成

できたことや努力を認められる体験をさせる。

- ⑤ 社会的孤立がある場合は、対人関係を伴い、実施対象者が安心して取り組める活動を一定回数継続する。
- ⑥ 規範意識が低い場合は、例えば、清掃や違法ビラの撤去等の活動を行うことにより、ポイ捨てやビラ貼りなどの行動が迷惑を掛けることや、誰かが清掃していることなど、社会規範を遵守する重要性に気付くきっかけとなる活動を行う。

なお、清掃等の会話が少なくなりがちな活動であっても、例えば、二人一組で活動を行うなどの工夫をすることができる。

その他の留意事項として、実施者と活動場所が連携を取りつつ、活動の当日、実施対象者の希望を生かしてその場で活動を頼むことにより、動機付けを高めることもできる。

4 活動後の働き掛け

活動後には、活動の振り返り（リフレクション）を行うことが極めて重要である。特に、活動後、実施者等が実施対象者と話しながらどのような体験を得たか話し合うことが重要であるため、実施者は、話し合いや振り返り（リフレクション）シートなどを用いて、実施対象者の振り返りを促進し、実施対象者が活動を通して考えたことや興味を覚えたことを引き出せるような振り返りをするのが望ましい。また、活動において、できていることに気が付いた場合には、肯定的に評価するとともに、できなかったことに気が付いた場合にも、次回の活動ではできるようになるきっかけとして肯定的に評価することが有益である。

振り返り（リフレクション）シートの使用方法については、初回の活動などで、活動前に目標を設定するのが難しい場合、活動後に改めて目標について考えさせ、その上で振り返りをするとも考えられる。また、同シートの様式については、回答部分を選択式とするなど、保護観察対象者が回答しやすいよう工夫することが望ましい。

また、活動当日や活動後に、保護観察官や保護司のほか、必要に応じ、

家族や就労先の関係者とも活動体験を共有することが有益である。

5 手引の作成

実施対象者の特性に応じて、活動場所や活動内容、働き掛けの方法を選択し、活動計画を立てる際の参考になるような手引を作成することが望ましい。

第6 活動場所との連携

現在、社会貢献活動の運用においては、活動場所との連携が図られている。すなわち、活動当日までに、活動場所の管理者等に対し、集合場所・実施場所のほか、緊急連絡先等の必要な連絡を行うとともに、天候不良の場合、参加者が体調不良になった場合等、不測の事態への対応を含め、安全確認等を行うことや、活動終了後には、活動場所の管理者等とともに、活動状況を踏まえた課題や問題点を取り上げ、その後のより適切かつ円滑な実施に生かすよう努めている。

しかし、一層の連携のためには、上記の事項に加え、活動場所との間で活動の目標を共有し、それに応じた働き掛けをしてもらったり、保護観察終了後を見据えた働き掛けをしてもらったりすることが重要である。また、既に独自の工夫を行っている活動場所も多数あり、過去の活動から得られた知見を他の活動場所の間で共有することも有益である。このような観点から、本検討会は、活動場所との連携について、以下の提言を行う。

1 活動場所と連携した活動の実施

活動場所には負担が掛かるが、保護観察所が実施対象者の特徴を踏まえつつ、活動場所の関係者とともに活動の目標を明確にし、共有することが重要である。実施対象者と活動場所の職員とのコミュニケーションを増やすような工夫をすることも望ましい。例えば、実施対象者の将来の進路について活動場所の職員に相談に乗ってもらうなど、保護観察終了後を見据えた働き掛けを行うことがあり得る。また、活動場所が実施対象者にどのような体験をさせたいと考えているかを生かして、活動を計画する必要がある。

ある。

さらに、熱心に社会貢献活動に協力している活動場所の事例を関係者とともに検討して活動の改善を図ったり、活動場所を提供している人の話を多くの人に聞いてもらう機会を設けたりすることも有益である。

社会貢献活動は、保護観察対象者が地域の人と関わる好機であり、保護観察対象者の支援者が、保護観察官や保護司から地域の人々へ移行していくような仕組みができることが望ましい。その過程を通じて、就労や余暇活動（趣味やボランティア、スポーツなど）を始めるきっかけをつかむことも期待される。活動場所との連携が確保できれば、保護観察官や保護司が参加せずに活動を実施することも有益である。

2 新たな活動場所の開拓

新たな活動場所の開拓に当たっては、既に社会貢献活動に協力している活動場所が活動に協力して良かったと感じている点について、新たな活動場所の候補となる機関等に伝えることができると良い。

なお、今後の活動場所の開拓に当たっては、現在、民間で盛んに行われているほかのボランティア活動に焦点を当てることも考えられる。

第7 総括

以上のとおり、本検討会においては、制度が施行されてから3年余りの社会貢献活動の実施状況を踏まえ、社会貢献活動がもたらす具体的な処遇効果、再犯・再非行の防止に寄与する可能性及び活動の効果が期待できる保護観察対象者の属性等について検証し、また、より効果的な運用の在り方について議論を重ねてきた。

その結果、現在の活動には、一定の効果が認められることが検証された。また、運用上の工夫も重ねられているが、より効果的な制度活用を図るためには、いくつかの改善点が見出された。すなわち、①活動を義務付ける回数や頻度等について、個々の保護観察対象者の特性等を踏まえ、柔軟な活動計画の作成を可能とする制度設計を行うこと、②社会貢献活動の効果が期待で

きる保護観察対象者については、幅広く実施対象者として選定すること、③活動の目的を明確にし、それに応じた働き掛けや調整を行うこと、④活動後の振り返り（リフレクション）を重視し、活動の意義と自らの活動について評価すること、⑤活動場所との連携に当たっては、活動場所との間で活動の目的を共有したり、独自の工夫を行っている活動場所の事例を共有したりすることである。

今後、法務省保護局において、社会貢献活動のより効果的な運用について、具体的な検討をしていくものと思われるが、本報告書がそのための指針となることを願うものである。また、今後も、時宜を得て社会貢献活動の効果検証や充実策について検討し、将来にわたり、さらなる運用の改善に努めるよう期待するものである。

検討経過

第1回検討会（平成30年9月10日）

社会貢献活動の実施状況

論点の整理 等

第2回検討会（平成30年10月26日）

社会貢献活動の視察結果の報告

社会貢献活動の効果に関する質的検証結果の説明

千葉保護観察所における社会貢献活動の報告

論点に関する協議 等

第3回検討会（平成30年11月29日）

活動場所を提供する社会福祉法人から聴取した意見の報告

横浜保護観察所及び活動場所を提供する児童養護施設からの報告

論点に関する協議 等

第4回検討会（平成31年2月1日）

検討結果報告書骨子案の検討 等

検討会構成員名簿

（五十音順，敬称略）

金子 寿男（社会福祉法人恩賜財団済生会事業部社会福祉・地域包括ケア課課長）

小林 正幸（東京学芸大学教育実践研究支援センター教授）

津富 宏（静岡県立大学国際関係学部教授）

原田 正樹（日本福祉大学社会福祉学部教授）

座長 藤本 哲也（中央大学名誉教授・弁護士）

現行の社会貢献活動の枠組み及び実施状況について

1 現行の社会貢献活動の枠組み

(1) 社会貢献活動の実施対象者の選定基準等

ア 特別遵守事項で義務付ける者

保護観察に付される理由となった犯罪又は非行の直接的又は間接的な原因として、次の4つのいずれかの事由が認められ、かつ、社会貢献活動を行うことによる処遇効果（保護観察対象者の自己有用感の涵養^{かんよう}並びに規範意識及び社会性の向上により再犯防止及び改善更生に資する効果をいう。）が特に期待できる者としている。

【4つの事由】

- ① 自己有用感や社会性が乏しく、社会から孤立する傾向が顕著であること。
- ② 特段の理由なく、不就労又は不就学の状態が継続していること。
- ③ 素行不良者との交友があり、その影響のもとで同調的に行動する傾向が顕著であること。
- ④ 比較的軽微な犯罪又は非行を反復していること。

イ 特別遵守事項で義務付けをしない者

以下の者については、原則として社会貢献活動を行うことを特別遵守事項に定めることはしない。

【9つの除外事例】

- ① 犯罪又は非行の動機、態様等が特に凶悪である者
- ② 重度の薬物依存症である、短期間に犯罪又は非行を繰り返しているなど、犯罪又は非行の傾向が進んでいる者
- ③ 暴力団員（準構成員を含む。）又は暴走族の中心的構成員であるなど、反社会的傾向が顕著である者
- ④ 高齢、傷病等のため社会貢献活動を行うことが困難な者
- ⑤ 日本語による会話が困難な者
- ⑥ 退去強制事由に該当する者

- ⑦ 経済的に特に困窮しているなど、就労を優先すべき者
- ⑧ 粗暴性や衝動性が高いなど、活動の中断や活動時のトラブルが予想される者
- ⑨ 保護観察期間が6月に満たない者（保護観察付一部猶予者である仮釈放者を除く。）

ウ 生活行動指針等による実施について

社会貢献活動を行うことが保護観察対象者の再犯防止及び改善指導に資すると認められるときは、生活行動指針に設定するなどして、社会貢献活動を実施している。

(2) 回数，期間，時間及び活動場所

ア 特別遵守事項による実施の場合

回数は5回とし、おおむね6月以内に活動が終了するよう活動計画を定めている。また、1回当たりの活動時間は、おおむね2時間から5時間までの範囲内で定めている。

活動場所については、保護観察対象者にとって、活動場所までの移動が著しい負担とならないよう配慮している。

イ 生活行動指針等による実施の場合

特別遵守事項による実施に準ずるものとしている。ただし、活動の回数及び期間については、保護観察所の長の判断により個別に定めることができる。

(3) 社会貢献活動の実施方法等

ア 活動計画の作成及び通知

社会貢献活動を実施することとした場合、速やかに社会貢献活動の計画を作成し、保護観察対象者に通知している。活動計画を作成するに当たっては、保護観察対象者の特性並びに活動場所及び内容等を十分考慮し、最も適切な活動を選定している。

イ 活動当日までに行うこと

- (ア) 活動日を定め、社会貢献活動参加者や活動場所の管理者等に対し、集合場所・実施場所のほか、緊急連絡先等の必要な連絡を行うとともに

に、天候不良の場合、参加者が体調不良になった場合等、不測の事態への対応を含め、安全確認等を行う。

- (イ) 社会貢献活動の意義等について保護観察対象者に対して具体的に説明し、社会貢献活動参加への動機付けを高めるよう努める。

ウ 社会貢献活動中に行うこと

- (ア) 保護観察対象者に対し、活動開始時には目標設定等に関する指導を行い、終了時には振り返りに関する指導を行う。

- (イ) 協力者（更生保護女性会員やBBS会員等）に対する助言を行う。

エ 活動終了後に行うこと

- (ア) 活動終了後の初回の面接において、振り返りを行う。

- (イ) 計画されていた全ての活動の終了後には、全活動についての振り返りを行う。

- (ウ) 活動場所の管理者等とともに、活動状況を踏まえた課題や問題点を取り上げ、その後のより適切かつ円滑な実施に生かすよう努める。

2 社会貢献活動の実施状況

社会貢献活動は、先行実施を経て、平成27年6月から特別遵守事項での義務付けによる実施を開始している。平成27年度から平成29年度における実施状況は、以下のとおりである。

(1) 活動場所の確保数（活動場所の種類別）

年度	福祉施設	公共の場所	その他	合計
27	950	706	191	1,847
28	1,001	742	220	1,963
29	1,036	769	224	2,029
	(51.1%)	(37.9%)	(11.0%)	(100.0%)

(2) 活動実施回数（活動場所の種類別）

年度	福祉施設	公共の場所	その他	合計
27	1,010	793	274	2,077
28	903	783	267	1,963
29	675	643	251	1,569
	(43.0%)	(41.0%)	(16.0%)	(100.0%)

(3) 延べ参加対象者数（保護観察の種類別）

年度	保護観察 処分少年	少年院 仮退院者	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者	合計
27	2,292	387	425	912	4,016
28	2,085	370	419	852	3,726
29	1,423	248	351	767	2,789
	(51.0%)	(8.9%)	(12.6%)	(27.5%)	(100.0%)

社会貢献活動の効果に関する量的検証結果

1 社会貢献活動に係るアンケート調査結果について

(1) 調査の目的

社会貢献活動を通して具体的にどのような効果が得られるか、また、活動を継続することによりどのような効果が得られるかについて、測定することを目的として調査を行った。

(2) 調査の対象

平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月までに社会貢献活動に参加した保護観察対象者に対し、初回活動実施前、3 回目及び 5 回目の活動実施後にアンケート調査を行った。

なお、上記期間中に初回活動実施前のアンケート調査を行った者で、平成 30 年 4 月以降に 3 回目、5 回目の活動を実施した者については、継続して調査を行い、実人員で 483 人、延べ人員で 624 人から回答を得た。

(3) 調査の方法

初回活動実施前に行ったアンケート結果について、主因子法による因子分析を行った。因子分析の結果、最終的に各因子に寄与した質問項目を考慮し、第 1 因子を「自他への信頼感」、第 2 因子を「人を助けたいという思い」、第 3 因子を「社会のルールへの遵守」と命名した。各因子に高い因子負荷量を示した項目の合計得点を下位尺度得点とし、下位尺度得点間の比較を行った。

(4) 調査の結果

1 回目と 3 回目のアンケート結果に係る下位尺度得点の比較から、3 回目において「自他への信頼感」が有意に高くなることが分かった。一方、1 回目、3 回目、5 回目のアンケート結果に係る下位尺度得点の比較においては、いずれの下位尺度についても有意な差は認められず、5 回の活動を実施すれば必ず効果が現れるとまでは言えないことが分かった。

また、1 回目と 3 回目のアンケート結果に係る下位尺度得点による基本的属性等の比較を行い、社会貢献活動の結果、良好な変化があったと考えられる者（下降群）、良好な変化があったと考えられない者（上昇・変化なし群）の間にどのような基本的属性等の差異があるかについて分析した。その結果、

「自他への信頼感」及び「人を助けたいという思い」が1回目より3回目の方が高い群について、保護処分歴のある者が有意に少ないことが明らかになった。このことから、犯罪又は非行の傾向が進んでいない者に対し、同活動がより効果的である可能性が考えられる。

2 社会貢献活動に係る再犯・再非行状況の調査結果について

(1) 調査の目的

特別遵守事項により社会貢献活動への参加を義務付けられた保護観察対象者のうち、5回全ての活動に参加した者（以下「活動実施群」という。）と、同活動への参加を義務付けられなかった保護観察対象者のうち、同活動に参加したことがない者（以下「対照群」という。）の再犯・再非行状況を比較することを目的として調査を行った。

(2) 調査の対象

活動実施群は、平成28年1月1日から同年6月30日までに保護観察を開始し、社会貢献活動への参加が特別遵守事項により義務付けられた保護観察処分少年146人のうち、5回全ての活動に参加した者121人とした。対照群は、平成28年1月1日から同年6月30日までに保護観察を開始し、社会貢献活動への参加が特別遵守事項により義務付けられていない保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）5,529人から無作為に抽出した146人のうち、活動に参加したことがない者141人とした。

(3) 調査の方法

保護観察開始の日から2年間について、事件管理システムにおける事件係属歴を調査し、上記の期間における新たな保護観察又は矯正施設送致による生活環境調整事件の係属の有無により、再犯・再非行の状況を把握した。

(4) 調査の結果

活動実施群と対照群について、保護観察開始時の年齢、保護処分歴の有無、保護観察開始時の就労状況、保護観察開始時の生計の状況、保護観察開始時の交友関係を比較したところ、いずれについても有意な差は

認められなかった。

そこで、活動実施群と対照群の再犯・再非行状況を Kaplan-Meier 法による生存分析により比較したところ、活動実施群は対照群よりも有意に再犯・再非行率が低かった。単変量及び多変量の生存分析においても、社会貢献活動の実施は、再犯・再非行の発生を抑制する方向に寄与するという結果が示された。以上の結果から、社会貢献活動の実施が再犯・再非行の抑制に一定程度寄与する可能性があると言える。

社会貢献活動の効果に関する質的検証結果

1 目的

社会貢献活動は、「善良な社会の一員としての意識の涵養^{かんよう}及び規範意識の向上」を図るために自己有用感、規範意識（他者の尊重及び社会のルールを遵守すべきこと）並びに社会性の向上（実施要領2（1）イ）が目標とされている。しかし、これらの言葉は多義的で抽象的である。例えば、「自己有用感」という言葉については、「役に立つ人間」という考えから、「自分は存在していても良いのだ」という感覚まで広範な内容を含み得る。規範意識という概念も「遵法精神」、「犯罪や非行を正当化、合理化しないこと」、「犯罪や非行の責任を引き受けること」などを含み得る。さらに、社会性とは「コミュニケーション能力」、「人当たりの良さ」、「礼儀正しさ」、「他者への共感性」などが考えられる。以上を踏まえ、具体的にどのような効果が認められるのかを明らかにすることが求められる。

また、社会貢献活動の効果について、統計的分析の結果、「自他への信頼感」が向上していること、ただし、保護処分歴がある者については信頼感向上の効果が低いことが明らかにされた。この結果が生じた原因について、量的分析によって明らかにすることは困難である。

そこで、社会貢献活動実施対象者の本件犯罪や非行のプロセスと、活動前後の状況を質的に分析することとした。この分析を通じて、社会貢献活動がもたらす具体的な効果を明らかにしつつ、「自他への信頼感」との結び付き、保護処分歴の影響及び再犯との関連について考察を深め、社会貢献活動への適合性の判断、実施上の留意事項等を明らかにする。

2 対象

平成27年6月1日から特別遵守事項により保護観察対象者に義務付けて行う社会貢献活動が開始された。当課においては、平成29年6月1日付け法務省保観第22号観察課長通知「社会貢献活動に係る地方別協議会の実施について」により、各地方における協議会を開催した。同協議会を開催するに当たっては、各保護観察所から、社会貢献活動について効果を上げたと考えられる

事例（以下、「奏功例」という。）（ $n=53$ ）及び効果が上がらなかったと考えられる事例（以下、「不奏功例」という。）（ $n=47$ ）の提出を受けた。本検証においては、この事例報告書を分析の対象とした。

3 分析の方法

社会貢献活動の効果を検証するためには、その対象者の特性や犯罪又は非行に至った経緯、実施することとした目的、活動の状況、活動後の状況等を分析する必要がある。データを基盤として、このような一連のプロセスを明らかにし、活動の効果に関する理論モデルを構築するためには、グラウンデッド・セオリーの方法（戈木，2013）が有益である。しかし、本検証は、インタビュー調査ではなく、十分に豊富な情報が得られていない。そこで、グラウンデッド・セオリーの方法を参考にし、まず、データの切片化を行って、特徴的な単語や現象をコード化するなどして関連付けてカテゴリを生成し、本件犯罪や非行と活動前後のプロセスを分析してモデルを構築した。7事例の分析を終えた段階で、一定のモデルを見出したため、残り93事例の事象は、モデルへの適合性を検討しつつ、サブ・カテゴリの内容を増やし、必要に応じて、新たなカテゴリを生成・統合し、モデルの精緻化と拡張を進めた。

4 結果

(1) 属性

分析対象者は平均年齢24.0歳であった（15歳から81歳）。奏功例は平均26.2歳であった。60歳以上の者が7人であり、うち6人が奏功例だった。男性が81人、女性が19人だった。男性のうち43人（53.1%）が不奏功例だが、女性は4人（21.1%）が不奏功例だった。保護観察の種類は、保護観察処分少年が65人、少年院仮退院者が12人、仮釈放者が3人、保護観察付執行猶予者が20人だった。

(2) 罪名・非行名

分析対象者の犯罪行為や非行の内容を見ると、殺人や強制性交等の重大犯罪の該当者は認められなかったが、詐欺、窃盗等の財産犯（ $n=58$ ）、傷害等の暴力事犯（ $n=7$ ）、無免許運転や暴走行為の交通事犯（ $n=10$ ）、薬物乱

用 ($n = 3$), 痴漢, 盗撮, 下着窃盗等の性犯罪 ($n = 12$), 放火 ($n = 1$) 等が含まれていた。財産犯の多くは万引き ($n = 37$) だったが, 侵入盗も 5 人あり, 侵入盗はいずれも不奏功例だった。

(3) 背景要因

分析対象者の犯罪行動の背景には, 交友, 就労・就学, 心理, 生活等の問題が認められた。交友に関しては, 不良交友 ($n = 47$) や孤立 ($n = 12$) が認められた, 離職や挫折等, 就労 ($n = 26$) や就学 ($n = 13$) における失敗や苦痛となる体験も認められた。学校関係では, 中学校で不登校等の不適応があった人が 18 人, 高校で中退等の不適応があった人が 35 人だった。

心理的な問題としては, 対人不信 ($n = 11$), 自己評価の低さなどの心理的な不安定 ($n = 16$), 困窮等の生活の問題 ($n = 7$) 等が認められた。自傷経験や希死念慮がある 6 人全員と, 自己評価が低いとされた 8 人中 7 人は奏功例だった。加えて, 暴力の肯定や反社会的組織への親和が認められる 4 人は全員が不奏功例だった。

これらの問題が生じている背景には, 生育歴における喪失体験, 被害体験や精神的問題, 身体的な問題等が認められた。家庭においては, 両親の離婚, 死別等の喪失体験 ($n = 60$), 親族でのたらい回し, 過剰な期待などの養育環境の問題 ($n = 16$), 虐待や放任 ($n = 14$), 家庭内暴力や疎外等の不和 ($n = 10$) が認められた。

このような養育の問題と関連して, 小学生時代 ($n = 4$) や中学生時代 ($n = 23$) から非行を早発しているほか, 家出 ($n = 8$), 暴力 ($n = 1$) といった行動が認められた。一方で, 家庭において良い子として振る舞い, 過剰適応している例も認められた ($n = 3$)。中学生以前に非行を早発している者は, 奏功例 53 事例中 11 人 (20.8%) だったが, 不奏功例 47 事例中では 16 人 (34.0%) だった。

また, 学校や就労における不適応や自己価値の低さに結びつくものとして, 心身の障害がある例が認められた。具体的には, 知的障害や知的制約 ($n = 17$), 発達障害又はその疑い ($n = 10$) 及び双極性障害等の精神疾患 ($n = 2$) が認められた。知的障害や知的制約がある者のうち, 奏功例は 9 人 (52.9%) だったが, 発達障害又はその疑いがあった者の奏功例は 3 人 (30.0%) だっ

た。一方で、大学に進学した者 ($n = 6$) や高校を卒業した者 ($n = 10$) もあり、不奏功例は3人 (18.8%) だった。

(4) 活動の目的

報告書の中には、活動の目的が具体的に記載されているもの ($n = 41$)、抽象的な記載に止まるもの ($n = 24$)、記述が認められないもの ($n = 35$) があつた。具体的な目的が記載されている場合は、対象者の心理状態を踏まえて設定されていた。

抽象的な目的とは、「自己肯定感」又は「自己有用感」($n = 14$)、「社会性」($n = 11$)、「規範意識」($n = 4$) 及び「共感性」($n = 4$) の向上である。具体的な目的の内容には、社会性に関するものとして、社会経験を積むこと ($n = 14$)、コミュニケーション力を向上させること ($n = 12$) があつた。自己有用感に関するものには、感謝されたり褒められたりする体験等をさせること ($n = 9$)、自信や自尊心を高めるなどして自己評価を高めること ($n = 9$)、やり遂げた体験等により耐性を強化すること ($n = 7$)、社会的孤立の解消 ($n = 3$) などが目的とされていた。規範意識の向上に関しては、しよく罪や反省をうながすこと ($n = 5$) があつた。

その他の目的として、主体性や自発性を高めることのほか ($n = 3$)、家族関係の改善、理想とする大人のモデルを見付ける、健全な交友関係のきっかけとする、視野を広げるといったものがそれぞれ1人いた。

具体的記述がない場合の奏功例は 57.1%だが、抽象的な目的のうち、「自己肯定感」又は「自己有用感」としたものの奏功例は5人 (35.7%)、「社会性」としたものの奏功例は3人 (27.3%) だった。また、具体的な目的が記述されていたもののうち、大人のモデル、健全な交友及び視野拡大を目的としたものは、いずれも不奏功例だった。

(5) 活動内容の選択

活動内容の選択に当たっては、対象者との適合性が考慮されており、具体的には、知的能力や人見知りなどの心理状態 ($n = 17$)、生計状態や就労就学等の生活状況 ($n = 12$)、本人の意欲 ($n = 6$)、疾病等の身体状態 ($n = 3$) などが検討されていた。心理状態への適合性に関しては、例えば、知的能力に制約がある場合には単純作業を中心とすること、人見知りや防衛が高

い場合には、人との関わりが少ない活動から徐々に対人関係を増やしていくこと、場所や構成員を固定することなどが行われていた。

これらのほか、具体的な目的に適合する活動を選択している例もあり、例えば、成果が分かりやすく、多数の人が利用するため役立っていることが実感しやすいことから清掃活動を選択したもの、一見分かりにくいですが、視野を広げる効果が期待できるため切手整理を選択したもの、役に立った体験を得やすい福祉施設での活動を選んだものがあった。

一方で、活動内容について年度当初の計画に従うのみとする例が2例あった。また、対象者の心理状態や生活状況と適合していなかったために不奏功となったものが11例認められた。具体的には、自閉傾向や対人関係が不得手な対象者に、対人援助活動、大人数の活動又はフリートーキングを行わせた例、身体障害や疾病があるのに困難な活動を選定した例、遠距離であった例があった。

(6) 活動の工夫

実際の活動に当たっては、活動企画時点での配慮、活動前の働き掛け、活動を円滑にするための指導や助言及び活動への興味を高めるための仕掛けがあり、活動の工夫がなされていた。企画時の配慮としては、知り合いと分離すること ($n = 6$)、本人や活動先の都合の調整 ($n = 19$) がなされていた。

活動前の働き掛けとしては、活動の意義、目的、具体的内容を伝えるなどして、活動の明確化が図られていた ($n = 24$)。毎回目標を設定して、参加者の前で発表させることによって、自覚を高めようとしている例もあった。また、活動先に対して、対象者の特性の理解を求めたり ($n = 4$)、適合した活動に変更を求めたりするなどしていたほか ($n = 1$)、関係者に対象者への声掛けなどの協力を求めるなど ($n = 26$) の根回しがなされていた。さらに、参加を確保するために対象者に前日等の事前連絡 ($n = 15$) もなされていた。

活動を円滑にするための指導や助言としては、コミュニケーションに関するものや自発的な活動を求めるものがあった。コミュニケーションについては、笑顔や大きな声で積極的に振る舞うよう助言するものと、一方で、無理にコミュニケーションをさせないものもあった。自発性については、自分でできることを探すよう助言がなされていたほか、義務付けられて、意思に反

してやらされているという意識を持たないように配慮している例と、義務付けであることを意識させるというアプローチがあった。

活動への興味を高める仕掛けとして、多彩な活動を行わせること ($n=19$)、継続的に活動させること ($n=15$) のほか、レクリエーションの要素がある活動を取り入れているものもあった ($n=4$)。ただし、作業がなく手持ちぶさたになってしまった活動もあった。

一方、不奏功事例の中には、対象者の欠席等があったため、5回をこなすことが優先されていて、活動が自己目的化しているものも認められた ($n=2$)。

(7) 活動への意欲

活動への意欲に関する記述があったもののうち、特別遵守事項によらずに、任意で活動している場合 ($n=11$) や、もともと人の役に立ちたい思いがあったり ($n=5$)、しょく罪をしたいという意思があったりする場合など、高い意欲が19人に認められた。一方で、活動に対して、面倒くさいなどの意欲のなさや ($n=3$)、強制されているとか、共犯のうちで自分のみが特別遵守事項で義務付けられているなどの不満があり、意欲が低かった例もあった ($n=9$)。意欲の高さは良好な活動状況に結び付き、意欲の低さは不良な活動状況に結び付いていた。

また、上述の心理状態における反社会的認知、活動内容の不適合性、目的の不明確さ、活動の自己目的化も活動への対象者の意欲に影響すると考えられた。

(8) 目的達成に資する処遇／体験

保護観察所においては、上記の活動目的を達成するために有益な関わりを行っており、対象者も良い体験をしていることが認められた。具体的には、自己有用感を高めることと、社会性を高めることの二つに整理することができた。

自己有用感を高めるために有益な処遇としては、できたことや良い点を褒めること ($n=31$)、活動に対する感謝を伝えること ($n=11$)、活動をねぎらうこと ($n=6$)、活動の意義を伝えること ($n=3$) があった。これらを具体的な書面の形で伝える例もあった。また、活動の中で、活動以外のボランティアやアルバイトを頼まれる体験をした例 ($n=3$) や、難しい作業やリ

一ダーを任される体験をした例があり、これらも自己価値を高めるものと言える。また、利用者からかわいがられる体験をした例もあった。

社会性の向上に資する処遇としては、なるべく会話する機会を確保することのほか ($n = 9$)、複数名での活動をする事 ($n = 10$) などがあった。ただし、対象者同士のコミュニケーションについては、一方の状態によっては協力し合えないこともあった。このようなプロセスの中で、声を掛け合って意欲が向上していったり、対象者が人に気遣いができることが見えてきたり、会話を楽しむ様が見られた。

目的達成に資する処遇／体験において、規範意識の向上に関するものは認められなかった。しよく罪などの意識は、特定の働き掛けによって変化するものではなく、活動の結果として、自ずと深まるものと考えられる。

(9) 活動状況

こういった中で、積極的に活動に参加でき ($n = 16$)、さらに、活動後の振り返りでその体験を共有し ($n = 3$)、加えて、担当保護司の面接でも良い体験を確認していくなどの処遇に結び付く ($n = 11$) ことが有益であるとされていた。ただし、そのような体験の共有に至っていない例 ($n = 2$) や活動では事件の根幹に触れることができないなどの限界を指摘する例もあった。

不良な活動状況はまれではなく、欠席が 37 人、遅刻が 10 人認められた。また、活動の態度の不良もあり、活動をサボったり、返事をしない、私語、音楽を聴いたり携帯電話を見ながら活動していたり、いらだちや、ふざける言動など ($n = 24$) が認められた。ただし、これらの事例のうち、9 人は、活動を通じて態度が改善されていた。このような不良な活動は、上述の意欲が低い場合に生じやすいほか、生活の乱れからも生じていると認められた。

生活の乱れとは、住居の不安定 ($n = 6$)、家庭状況の不安定 ($n = 4$) のほか、再犯や家出などの行動化が見られるものもあった ($n = 10$)。その他、就労や就学の挫折を体験した例や、過度の飲酒が見られる例もあった。

このような生活の乱れは、来訪しない ($n = 10$)、態度不良 ($n = 3$) といった保護観察への態度の不良に結び付いていたが、活動を通じて態度が改善したものも 3 例認められた。一方、活動状況が良好であった者は保護観察へ

の態度が良好であり、来訪が確保されていた ($n = 24$)。

(10) 活動の効果

活動の効果については、社会性の向上、自己有用感、規範意識の高まり及び副次的効果の四つに分類することができた。

まず、社会性の向上の効果として、社会経験を積み、就労が継続したり ($n = 10$)、就労・自立の意欲が高まったりした ($n = 14$) というもののほか、ボランティアや福祉の仕事を知ることができ、資格取得に関心を持つようになった例、そこで働く職員や利用者の生き生きした様や、熱心なボランティアの姿に感銘を受けた例、規則正しい生活になった例も認められた。さらに、コミュニケーション力の向上 ($n = 4$) のほか、他者への配慮ができるようになったり ($n = 4$)、礼儀正しい行動ができるようになったりした例があった。

自己有用感に結びつくものとしては、褒められて嬉しかった ($n = 6$)、貢献できたことが嬉しかったなどの感想が認められた。また、自信が付き、自己評価が向上したものが3人だった。さらに、耐性の強化に資する達成感15人に認められた。社会的孤立の解消については、孤立が解消され ($n = 2$)、活動終了後も任意で継続していくこととなった例 ($n = 6$) もあった。その結果、健全な余暇活動や近隣との交流に結び付いたものもあった。

社会性の向上は他者への信頼を基盤とし、自己有用感自己価値を認めることが基礎となる。活動において、人に受け入れられた体験、別れを惜しまれる体験、自分のことを覚えていてくれた体験などを通じて、統計解析で明らかにされたような「自他への信頼感」が育まれたものと考えられる。

規範意識の向上に分類できるものとしては、本件への反省が認められた例、被害者への謝罪の気持ちが維持されたもの、不良交友を断絶したものがあつたが、活動内容との結び付きは明らかではなかった。

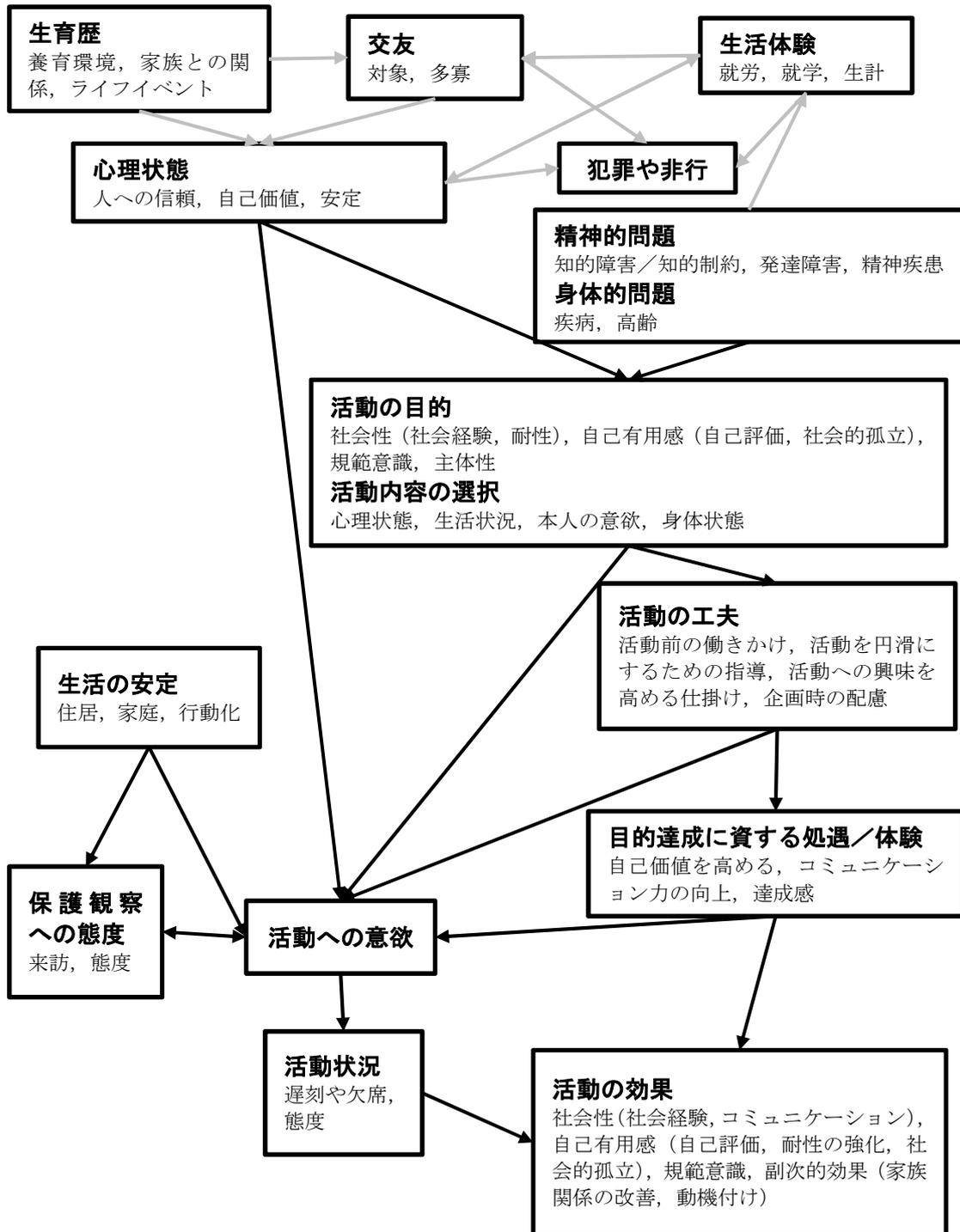
副次的効果として、家族との会話が増え ($n = 6$)、親子関係が改善していた ($n = 4$) 例があった。また、家事の手伝いをするようになったというものもあった。これらは、親と一緒に活動したり、活動の状況を親に伝えたりするなどの処遇を通じて変化したものがあつた。また、生活に対して前向きな考えになるなど動機付けが高まったものが3人いた。さらに、活動を通じて、防衛的態度が緩和し、家族や保護観察官や保護司に相談するようになったり、

あるいは、保護司の本人理解が進んだりしたものがあつた。

一方、活動をしてても、対人関係が改善しなかつた ($n = 3$)、不來訪や拒否的態度があつた、交友関係や家族関係が改善しなかつたなどの不奏功例が認められた。

以上の分析結果をまとめたものが次頁の図である。

図 犯罪や非行のプロセスと社会貢献活動前後の状況



5 考察

(1) 活動の対象者

以上の分析結果から、社会貢献活動の対象者が本件に至る経緯には、交友、心理状態及び生活体験の相互作用があり、その背景には生育歴や心身の問題があることが認められた。これらの要因のうち、心理状態や心身の問題は活動の目的設定と活動内容の選択時に考慮する必要があるが、活動の目的が具体化されていない場合、対象者の状況と不適合なものを選択した場合、反社会的な態度が強い場合等には、活動への意欲を低下させ、活動状況における問題に結び付くことが明らかになった。

したがって、活動の対象者を選定する場合は、個々の対象者の見立てを行い、活動の効果が期待できる事項が、当該対象者の再犯・再非行誘発要因であるか、又は、改善更生促進要因であることを確認することが必要である。本検証において確認された効果を踏まえると、①社会経験の不足から、不就業や離職に至っている者、就労意欲が低い者、又は、生活態度が乱れている者、②他者とのコミュニケーションの力が低いため社会不適応に至っている者、③失敗経験を重ね、又は、他者に認められた経験が乏しいため、自己評価が低いことが問題行動に結び付いている者、④社会的孤立など居場所のなさが問題の要因となっている者などが考えられる。

副次的効果に関しては、飽くまでも結果として随伴するものであるため、それらを目的として設定することは適切でないと考えられる。

活動の対象者について、サンプル数が少ないので統計的な検証はできないが、高齢者や女性について、奏功したとされた事例が多かった。これらの対象者について、社会貢献活動を積極的に検討することが有益である。

知的制約があっても活動が奏功する例は少なくない。ただし、単純作業から開始するなど、障害特性に応じた活動内容の工夫が求められる。一方、高卒以上の学歴があるなど、知的能力が比較的高い場合には不奏功例が少なかったことから、積極的に検討することが望ましい。

発達障害は不奏功例が一定程度認められた。発達障害のある人は、特定の行動や関心にこだわったり、新たな場面での不安が大きくなったりしやすいため、活動の内容の選択や働き掛けについて、場面や人数を限定するなど、

慎重な配慮が必要と考えられる。

本分析の対象者には、重大犯罪者はいなかった。一方、財産犯の中で、万引きよりも職業犯罪的な侵入盗は5人であり、いずれも効果が上がらなかったとされた事例である。反社会的な態度を示している場合には不奏功例となっていたことを踏まえると、犯罪性や非行性が深まっている人について、社会貢献活動に適合しない場合がある。

なお、保護処分歴のある人は活動の効果がなかったという統計的検証の結果は、保護処分歴のある人に犯罪性や非行性が深い対象者が多く含まれているためであると考えられる。

活動の対象としては、生活が乱れている場合には、活動状況も不良となりやすいため、生活状態を把握し、問題が大きい場合には、生活の立て直しに向けた指導を優先するなどの対応が望ましい。

(2) 活動の工夫、目的達成に資する処遇／体験

上述のとおり、社会貢献活動を実施するためには、より具体化・明確化した目的を設定し、それに応じた活動内容を選定することが肝要であるが、その目的を踏まえ、活動の工夫や、目的達成に資する処遇を行い、良い体験が得られるよう調整を図ることが、活動の奏功のために重要である。また、活動の直接的効果として、社会性、自己有用感、規範意識等の変容が生じるとは考えにくく、これらの好ましい変化をもたらすための気付きや体験を得ることを目的とすることが適当と考えられる。

社会性に関しては、対人関係が不得手であり、社会適応が困難になっている事案について、社会経験を積ませたり、コミュニケーション力などの対人スキルの向上を図ったりするという目的を設定することが考えられる。対人関係が不得手である事案については、対人不信が強いため防衛的になっている場合、知的制約や発達障害等のために適切なコミュニケーションが困難である場合などが考えられる。対人不信が強い人には、保護観察官や保護司がともに活動するなどの丁寧なフォローをしつつ、回数を重ねることを通じて、防衛的態度が緩和した例があり、関わる人数を絞ることと、一定の回数を行うことが肝要である。統計分析において見い出された「自他への信頼感」は、このような活動を通じて向上した可能性があるだろう。

知的制約や発達障害がある場合には、活動のみによって、対人スキルが向上するとは考えにくい。障害特性に応じた対応、すなわち、場面の限定、単純作業からの開始等を配慮しつつ、活躍できる場所を提供することが有益であろう。対人関係の困難によって社会的孤立が生じやすいため、後述する社会的孤立事案への対応も組み合わせることが考えられる。

第二に、自己有用感を高めるためには、自己評価の向上、耐性の強化及び社会的孤立の解消という三つの方法が考えられる。まず、不適切な養育を受けてきたり、就労や就学の失敗体験等により、自己評価が低下したりしている人について、褒められ、認められ、あるいは、受け入れられる体験を通じて、自己肯定感を得るためのきっかけをもたらすことが考えられる。そのためには、感謝される機会が多い活動を選択するか、活動内容において承認される機会を確保することが有益である。

耐性に関しては、就労や就学が長続きしない人について、その強化を図ることが考えられる。耐性の強化とは、我慢強く物事をやり通すことであるが、それが可能であるためには、基礎的な能力、動機付け、支え手等が必要であり、活動のみでこれら全てを満たすことは困難である。活動においては、活動目標を達成したという意味で、小さな成功体験を積み重ね、自己効力感を高めることが考えられる。そのためには、達成可能な活動目標を設定させ、達成できたことや努力を認められる体験をしてもらうことが有用である。

社会的孤立は様々な要因で生じ得るが、高齢、障害、引きこもりなどのために孤立しがちである事案や本件が他者との関係性という基本的価値を求めている事案について、居場所を提供することが考えられる。そのためには、対人関係を伴う活動を一定の回数継続して実施し、できれば、その後もボランティアとして継続できる場を提供することが有益である。

第三に、規範意識を高めるためには、しよく罪の意味のある活動を行わせることが考えられる。特に、被害者から拒否されている場合等において、社会に貢献する意味合いの強い活動を行わせることによって罪滅ぼしをしていくことは、反省を深めるために有益であろう。また、本検証の対象の中にはこのような活動をした者は認められなかったが、清掃や違法ビラの撤去等の活動によって、ポイ捨てやビラ貼りなどの行動が迷惑を掛けること、誰か

が清掃していることなど社会規範を遵守する重要性に気付くことを目的とすることも考えられる。

上記の三点のほか、活動の副次的効果を考えることも有益であり、家族関係に問題がある場合に、親と一緒に活動させたり、活動状況を親に伝えたりするなかで、家族関係の改善を見た例があった。

活動の工夫の内容が、対象者の心理状態に適合していなかったり、目的達成に資する体験が得られなかったりすれば、活動への意欲を低下させ、活動の不奏功に結び付くこととなる。